

現行の公的年金に係る負債計上の取扱い等について

1. 現行の省庁別財務書類の作成基準(特別会計財務書類作成基準)における取扱い
厚生年金及び国民年金については、「財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する額」を「公的年金預り金」の科目により負債計上することとされている。

(参考: 作成基準の補論)

「公的年金は、社会保険制度であり、その財政方式は賦課方式を基本とした制度となっており、また、年金の支払義務は保険料の払込によって発生するものではなく、受給資格を満たすことによって発生するものであることから、これを負債としては認識しないこととした。

ただし、この場合でも、過去期間に対応する給付現価のうち、一部は保険料として徴収し、積み立てられることとなっているため、過去期間に対応する給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する額を「公的年金預り金」として計上することとした。

なお、公的年金に係るディスクロージャーの充実を図るため、公的年金の積立方法、将来給付現価額及びこれに対する財源の見込み額等について注記により説明を加えることとした。」

2. 検討の背景

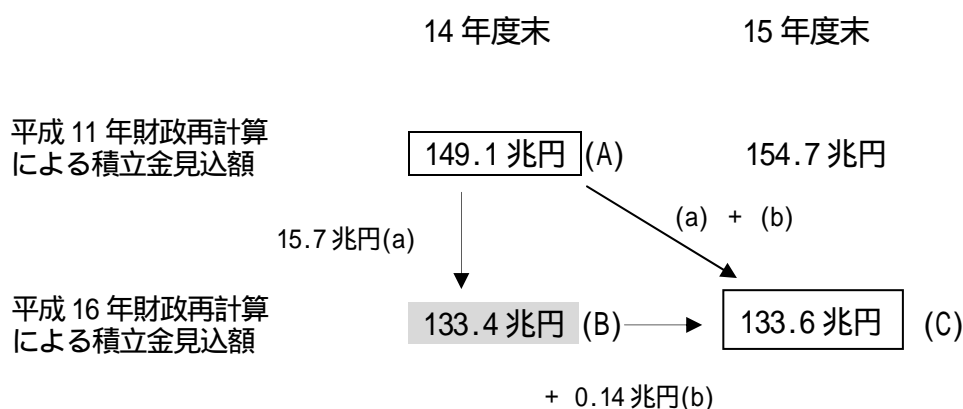
平成 16 年に新たな財政再計算が行われ、前回(平成 11 年)の財政再計算による積立金見込額と新たな財政再計算による積立金見込額がかなり相違することとなり、これに伴い切替年度の前後で「公的年金預り金」として負債計上する金額が大きく変動し、国全体の負債の額にも影響を与えることとなった。今後も少なくとも 5 年に 1 回、財政検証(従来の財政再計算に相当)が行われることとなり、同様の事態が生じる可能性がある。

(注) 国の財務書類における「公的年金預り金」の負債計上額

- ・ 平成 14 年度末 161.6 兆円 (平成 11 年財政再計算に基づく額)
(18.5 兆円)
- ・ 平成 15 年度末 143.1 兆円 (平成 16 年財政再計算に基づく額)

(参考：財政再計算の切替に伴う差額の取扱い)

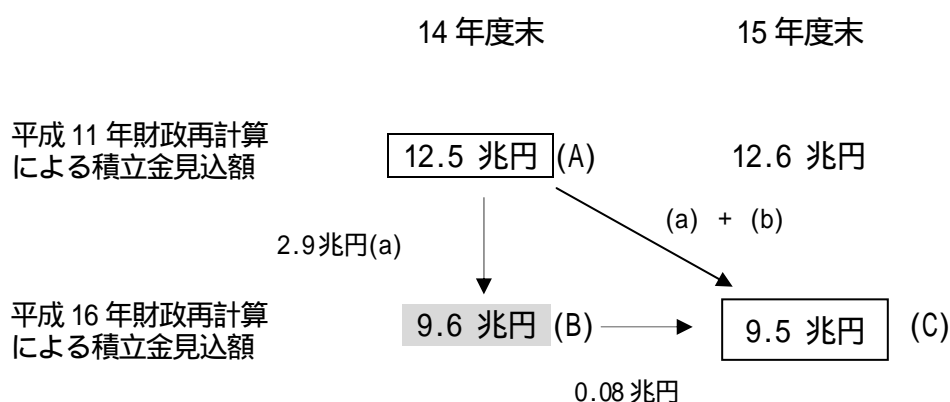
○ 厚生年金 (は、貸借対照表計上額)



(注 1) 貸借対照表における「公的年金預り金」計上額は、平成 14 年度末は 149.1 兆円(A)、平成 15 年度末は 133.6 兆円(C)。

(注 2) 財政再計算の切替による影響額 15.7 兆円 ((A) から (B) への減少額) を「公的年金再計算差額」として資産・負債差額増減計算書に計上し、平成 16 年財政再計算による積立金見込額の増加額 0.14 兆円 ((C) - (B)) を「公的年金預り金増加額」として業務費用計算書に計上。

○ 国民年金 (は、貸借対照表計上額)



(注 1) 平成 14 年度末の「公的年金預り金」は 12.5 兆円、平成 15 年度末の「公的年金預り金」は 9.5 兆円。

(注 2) 財政再計算の切替による影響額 2.9 兆円 ((A) から (B) への減少額) を「公的年金再計算差額」として資産・負債差額増減計算書に計上し、平成 16 年財政再計算による積立金見込額の増加額 0.08 兆円 ((C) - (B)) を「公的年金預り金増加額」として業務費用計算書に計上。